

教第 39 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市風見鶏の館ほか）に関する意見決定の件

神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館の指定管理者を指定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成 28 年 10 月 11 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

指定管理者の指定の件（神戸市風見鶏の館ほか）に関する意見

神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館の指定管理者の指定の件については異議ありません。

平成 28 年 10 月 11 日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

教委文第 1372 号

平成 28 年 10 月 4 日

神戸市教育委員会

教育長 雪村 新之助様

神戸市長 久 元 喜 造

指定管理者の指定の件（神戸市風見鶏の館ほか）に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館の指定管理者を指定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局社会教育部文化財課）

第 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市風見鶏の館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

平成28年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市風見鶏の館	東京都千代田区内幸町1丁目 1番1号	平成29年4月1日 から平成33年3月 31日まで
神戸市ラインの館	株式会社日比谷花壇 代表取締役 宮島 浩彰	

理 由

神戸市風見鶏の館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。